

淡路市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

淡路市において発生しました高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について、遺伝子検査等を行った結果、H5亜型であり、疑似患畜であることが確認されました。県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分等、必要な防疫措置を開始することとしましたので、お知らせします。

なお、防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、本日、第1回兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

1 農場の概要

所在地：淡路市

飼養状況：採卵鶏農場（飼養羽数：146,000羽）

2 経過

- (1) 11月25日10時25分、当該農場から淡路家畜保健衛生所に家きんに異常が認められる旨、通報
- (2) 同日、12時36分、淡路家畜保健衛生所が当該農場で簡易検査をしたところ陽性を確認
- (3) 同日15時35分、淡路家畜保健衛生所に検体を持ち帰り実施した簡易検査においても陽性を確認
- (4) 同日21時、淡路家畜保健衛生所及び姫路家畜保健衛生所において、遺伝子検査（PCR検査）の結果、H5亜型の遺伝子が確認されたことから、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定
- (5) 同日22時30分、農林水産省と協議のうえ同時発表

3 県の対応

- (1) 「兵庫県鳥インフルエンザ対策本部」ならびに「兵庫県鳥インフルエンザ対策淡路地方本部」の設置
- (2) 当該農場の飼養家きんの殺処分及び殺処分後の家きんの焼却、汚染物品の焼埋却処分
- (3) 当該農場から半径3km以内の移動制限、半径10km以内の搬出制限区域の設定

区域	家きん農場数	飼養羽数
移動制限区域（3km以内）	0戸	0羽
搬出制限区域（10km以内）	7戸	10,075羽

- (4) 消毒ポイントを7箇所設置
- (5) 当該農場入口の通行遮断

（裏面あり）

4 その他

- (1) 高病原性鳥インフルエンザかどうかの確定診断のため、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を搬送する。
- (2) 各家畜保健衛生所を通じて県内養家きん農場等に情報提供するとともに、関係団体（県養鶏協会、全農兵庫、配合飼料基金協会等）に情報提供する。
- (3) 家きん農場における防疫対策については、農場への出入りの制限、消毒の徹底等一層強化するよう再度注意喚起する。
- (4) 第1回兵庫県鳥インフルエンザ対策本部会議を以下のとおり開催する。
 - ① 日時 本日 21 時 30 分～
 - ② 場所 災害対策センター 1F 災害対策本部
 - ③ 構成 本部長：知事 副本部長：副知事、防災監
本部員：会計管理者、企画県民部長 等
- (5) 飼養農家等からの相談窓口の設置の検討
飼養農家等からの防疫対策の相談、経営相談等の相談窓口の設置を検討する。